

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	長岡市教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	長岡市立富曽亀小学校	653 名	34 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

長岡市では、以前から特別支援教育を積極的に推進しており、市内各学校においてもユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに取り組んでいる。

長岡市立富曽亀小学校には、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されている。特別支援学級に在籍する児童一人一人への支援を充実させるために、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用、交流及び共同学習の積極的な推進など、全校体制で取り組んでいる。

特別支援教育コーディネーター（教育委員会が特別支援教育専門相談員に任用）は、学区の保育所の就学相談にも従事しており、保護者に対して十分な情報提供をするとともに、入学後に受けることができる支援などについても丁寧に説明している。当市独自の相談支援ファイルを積極的に活用し、移行期における情報の引継ぎを確実に行之、途切れのない、一貫した支援につなげていくよう努めている。

特別支援学級を担任する教諭（2 名）は、共に特別支援学校教諭免許状保有者で、高い専門性を有している。特に特別支援教育コーディネーターに指名されている教員は、特別支援教育の分野での指導経験が豊富である。専門的知識や具体的な支援方法に関する校内研修においても、指導的な役割を果たしており、学校全体の専門性の向上に貢献している。

このように、富曽亀小学校での取組は一定の成果は上げているものの、基礎的環境整備や合理的配慮といった視点での検討は、まだ十分とは言えない状況である。本事業の受託を契機に、これまでの支援内容を振り返り、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズにより着目した形での支援の在り方について検討することによって、長岡市全体の特別支援教育の更なる充実につなげていくことが期待される。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- ① 学校教育課内にインクルーシブ教育システム構築モデル事業担当指導主事を置いた。効果的な事業の実施となるように、当該指導主事はモデルスクールに対して、改正された障害者基本法の理念や平成24年7月23日付けの中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の内容について改めて理解を促し、インクルーシブ教育システム構築の意義について説明した。また、検討委員会にも参加して、モデルスクールの取組状況を把握し、適宜指導・助言を行った。
- ② モデルスクールでの実践内容（校内体制の整備、合理的配慮の検討・提供・評価、事例の記録等）の各段階において、専門的な知見に基づく指導・助言を行った。
- ③ 事業の中で活用する合理的配慮協力員や外部専門家の人選や連絡調整等についてサポートした。
- ④ 対象児童の保護者との合意形成に基づいて提供される合理的配慮の実施や、その基礎となる環境整備について、必要な財源を確保し、事業の適切な執行を目指した。

【モデルスクールとして行った取組】

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、特別支援学級担任、養護教諭、交流学級担任など、その都度必要と思われるメンバーを構成員として、校内検討委員会を設置・運営した。
- ② 担任や他の教職員による気づきや対象児童の様々な様子を整理し、保護者や専門家の意見も参考にしながら、総合的な観点に基づく実態把握を行った。その際、学習上のつまづきや困難さだけを把握するのではなく、対象児童ができること、日々努力していること、得意なこと、あるいは興味のあることについても情報を集め、多面的な実態把握に努めた。
- ③ 合理的配慮協力員からは、特別な支援が必要な児童の観察を通して、その児童の教育的ニーズに基づく合理的配慮の内容についての指導・助言を受けたり、保護者との教育相談時に協力してもらったりして、専門的な視点でのサポートを得ることができた。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成協力、校内研修時の講師など、その専門性を幅広く生かしていただき、校内体制の整備に寄与していただいた。
- ④ 学校、保護者、関係機関等が連携して個別の教育支援計画を作成する際に、該当児童の発達段階を考慮し、合理的配慮の観点を参考にしながら協議・決定した。その際、「当該児童に対して今実施すべき合理的配慮は何か」、「何を優先して提供する必要があるか」、「長期的な目を見た場合に必要な合理的配慮は何か」などについても保護者と合意形成を図り、その内容を個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも反映・活用した。

3. 成果及び課題

【成果】

本事業の受託後、モデルスクールではインクルーシブ教育グランドデザインを作成し、合理的配慮協力員の指導・助言を得ながら、合理的配慮内容の検討・実践、評価及び記録の蓄積を進めた。また、合理的配慮協力員の指導に基づき、校内体制の整備に努め、全教職員の特別支援教育に対する意識を高めることができた。さらに、保護者との定期的な教育相談や懇談会を通して、本事業への理解・協力を得ながら、信頼関係に基づいた形で合理的配慮への取組を進めることができた。

平成 25 年度に取り組んだ実践内容について、教育委員会が発行する特別支援教育だよりで紹介して、市内の各学校や関係機関に情報提供した。さらに、対象児童への合理的配慮の取組の中で特に効果的だったものについては、市内各学校や関係機関等に別途配付・周知した。このような取組を通して、合理的配慮に関する一定の理解を深めることができた。

【課題】

当市には、特別支援学級や特別支援学校で学ぶ児童生徒が多数いる。障害特性やその程度に応じて異なる教育的ニーズをきめ細やかに分析し、より効果的な支援方法を検討・実施してきた。ただ、障害特性は年々多様化しており、一人一人のニーズに合った合理的配慮を継続して提供していくためには、実践事例を積み重ねることが必要である。そのためにも、来年度は複数の学校で本事業に取り組み、多様な障害種に対応した合理的配慮の実践につなげて、校内支援体制の強化に努めたい。また、その成果を広く市内に周知して、市全体での特別支援教育の推進につなげていきたい。

本事業で得られた成果や取組について、特別支援教育だよりやリーフレットとして情報提供したことにより、インクルーシブ教育システムや合理的配慮に関する一定の理解を深めることができた。しかし、合理的配慮は新しい概念であるため、今後も継続して理解啓発に努めたい。また、教育委員会としては、教育センターでの研修講座、各地域で行っている特別支援教育ガイダンス、保育所、幼稚園、その他の関係機関等を対象に行っている就学支援に関する説明会などの場を活用して、積極的な情報提供が必要と考えている。